



平成 28 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 エコートレーディング株式会社

代表者名 代表取締役社長 豊田 実

(コード：7427、東証第一部)

問合せ先 専務取締役人事総務本部長 新森 英機

(TEL. 0798-41-8317)

定款一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 13 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、平成 28 年 5 月 25 日開催予定の第 45 回定時株主総会でご承認いただくことを前提として、監査等委員会設置会社へ移行を決議しておりますが、これに伴い、平成 28 年 4 月 15 日付の取締役会において「定款一部変更」及び「監査等委員会設置会社移行後の役員人事」を同定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の目的

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に取締役会長を追加するものであります。

③ 上記のほか、必要な規定の加除・修正及び移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

取締役会決議 平成 28 年 4 月 15 日

株主総会決議 平成 28 年 5 月 25 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 5 月 25 日

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事の件

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

氏名	新役職	現役職
高橋 一彦	代表取締役会長	同左
豊田 実	代表取締役社長	同左
新森 英機	専務取締役 人事総務本部長	同左
堀 和仁	常務取締役 経理財務本部長	同左
赤川 進	常務取締役 営業本部長	同左
平藤 丈征	取締役 経営改革本部長	同左
相澤 正邦	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職	現役職
大藤 淳	取締役 監査等委員（常勤）	常勤監査役
古西 豊	社外取締役 監査等委員	社外監査役
古川 幸伯	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 異動予定日 平成 28 年 5 月 25 日

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 9 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 10 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、法令により別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が<u>これに当たる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>1. 取締役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>2. 監査等委員会</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 9 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 10 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>取締役会長又は取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条～第15条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第16条 当会社には、<u>10名以内の取締役を置く。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第17条 <u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>② <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第13条～第15条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第16条 当会社<u>の</u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>② <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第17条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 19 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 20 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が<u>これに当たる。</u></p> <p>③ 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までにこれを発する。但し、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 19 条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 20 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p> <p>③ 取締役会招集の通知は、各取締役に 対し会日の 3 日前までにこれを発する。但し、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>④ <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>④ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>⑤ <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会</u>定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員 数)</u></p> <p><u>第 21 条 当会社には、5 名以内の監査役を置く。</u></p> <p><u>(選 任)</u></p> <p><u>第 22 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>⑤ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>⑥ <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 21 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任 期)</u> 第 23 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に <u>終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとす る。</u> ② <u>補欠のため選任された監査役の任期 は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u> 第 24 条 監査役会は、監査役の中から常勤監 <u>査役若干名を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会)</u> 第 25 条 監査役会招集の通知は、各監査役に <u>対し会日の 3 日前までにこれを発す る。但し、緊急の必要がある場合はこ の期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役会の運営その他に関する 事項については、監査役会の定め る監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会)</u></p>
	<p>第 22 条 監査等委員会招集の通知は、各監査 等委員に対し会日の 3 日前までにこれ を発する。但し、緊急の必要がある場 合はこの期間を短縮することができ る。 ② <u>監査等委員全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監査等委 員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>③ <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 23 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を若干名選定することができる。</u></p> <p><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p><u>(選 任)</u></p> <p><u>第 24 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第 25 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 26 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>6</u>章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第<u>26</u>条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）</u>の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、<u>監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）については2,000千円以上、監査役については2,000千円以上及び会計監査人については28,000千円以上で、あらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第<u>7</u>章 取締役及び会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第<u>27</u>条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び会計監査人との間に、<u>当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）については2,000千円以上及び会計監査人については28,000千円以上で、あらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>27</u>条～第<u>30</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>8</u>章 計 算</p> <p>第<u>28</u>条～第<u>31</u>条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 当社は、第45回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</p> <p>② <u>第45回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第26条第2項の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>